

令和4年度 指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項等の規定による監査
- 2 監査の対象 (1) 公の施設 羽村市スイミングセンター
(2) 指定管理者 大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会
(3) 所管課 生涯学習部スポーツ推進課、総務部契約管財課
- 3 監査の範囲 令和2・3年度に執行された公の施設に係る会計処理等に関する事務並びにその他関連する事務事業の執行状況
- 4 監査の期間 令和4年11月4日(金)から令和4年12月28日(水)まで
(説明聴取日 令和4年11月17日(木))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1) 指定管理者を導入した目的及び趣旨が達成されているか。
 - (2) 指定管理者の指定は公正・適正に行われているか。
 - (3) 協定等の締結は適正に行われているか。
 - (4) 指定管理者が利用料金を定めている場合は、その料金が合理的なものになっているか。また、その承認手続きは適正に行われているか。
 - (5) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
 - (6) 業務の履行確認は実績報告書により適切になされているか。
 - (7) 協定書・仕様書に記載すべきものが記載されているか。
 - (8) 指定管理者とともに当該施設における財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。
また、リスク防止対策等は、適宜、適切に見直しが行われているか。**【指定管理者】**
 - (1) 施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか。
 - (2) 事業の執行は協定書等の目的及び仕様書のとおり実施されているか。
 - (3) 会計処理は適正に行われているか。
 - (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
 - (5) 利用料金の設定等は適正になされているか。
 - (6) 収納事務は適正に行われているか。
 - (7) 利用促進のための努力はなされているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、質問調査及び現地調査を実施した。

第2 監査の結果

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 羽村市スイミングセンター
- (2) 所 在 地 羽村市五ノ神 319 番地 3
- (3) 開 設 平成 3 年 2 月 10 日
- (4) 規 模
- ①敷地面積 7,433.780 m²
 - ②建築面積 2,249.890 m²
 - ③延床面積 3,229.826 m²
 - ④建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
 - ⑤建物概要 1 階：エントランスホール、談話ホール、第 1 会議室、事務室、更衣室（ロッカー・シャワー含む）、プール室 他
2 階：ホール、観覧場、第 2 会議室、トレーニングルーム、更衣室（ロッカー含む）、浴室・サウナ室（ロッカー含む）
 - ⑥駐車場 49 台分（無料）障害者専用 2 台、軽自動車専用 2 台を含む
- (5) 指定管理者制度による管理運営委託
- 羽村市スイミングセンターは、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、以下に示す指定期間で指定管理者が施設の管理運営を行っている。
- ① 指定期間
 - ア 第 1 期 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで（4 年間）
指定管理者：大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会
 - イ 第 2 期 平成 22 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（2 年間）
指定管理者：大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会
 - ウ 第 3 期 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（4 年間）
指定管理者：大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会
 - エ 第 4 期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（4 年間）
指定管理者：大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会
 - オ 第 5 期 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（4 年間）
指定管理者：大和興産株式会社・
特定非営利活動法人羽村市体育協会

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

羽村市スイミングセンター（以下「スイミングセンター」という。）は、その設置目的を効果的に達成するため、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度による管理運営委託期間は、前段 1 の(5)に記すとおりであり、第 4 期の指定期間が満了するにあたり、引き続き指定管理者制度を導入することとし、以下の経緯のとおり、大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会を指定管理者に選定した。

①選定等の経過

令和元年 10 月 15 日	広報はむら・市公式サイトに応募要領等掲載 応募要領等配布開始
令和元年 10 月 24 日	現地説明会の開催
令和元年 11 月 8 日	質問の回答を市公式サイトに掲載
令和元年 11 月 11 日	応募受付開始
令和元年 11 月 15 日	応募受付締切
令和元年 11 月 28 日	羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の開催
令和元年 12 月 9 日	スイミングセンター指定管理者候補者を庁議に提出
令和元年 12 月 19 日	令和元年第 5 回羽村市議会（定例会）において、「羽村市スイミングセンターの指定管理者の指定について」原案可決
令和 2 年 3 月 26 日	スイミングセンターの管理に関する協定の締結
令和 2 年 4 月 1 日	指定管理者による第 5 期の管理運営開始

(2) 教育委員会と指定管理者との協定の主な内容

市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、教育委員会は大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会と協定を締結した。

協定書に定める教育委員会と指定管理者の主な役割分担等は、次のとおりである。

①指定管理者の指定の意義（協定書第 2 条）

指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民のスポーツを推進し、もって健康で文化的な生活に寄与することにある。

②指定期間（協定書第 7 条）

指定期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

③指定管理者の業務の範囲（協定書第8・9条）

【本業務】

- ア スイミングセンターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ スイミングセンターの使用の承認、不承認及び使用の条件の変更等に関する業務
- ウ スイミングセンターの利用料金の収納、減免及び返還に関する業務
- エ スイミングセンターにおいて実施する健康の増進及び体力づくりの推進のための事業に関する業務
- オ その他、スイミングセンターの管理に関し教育委員会が必要と認める業務

【自主事業】

- ア 条例に定める設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により新たに実施する事業

④教育委員会の業務の範囲（協定書第10条）

- ア 不払い利用料金の徴収業務
- イ 管理施設の目的外使用許可
- ウ 不服申立てに対する決定

⑤指定管理委託料の支払い（協定書第33条）

教育委員会は、本業務実施の対価として、指定管理者に対して年度別に指定管理委託料を支払うものとする。

- ・令和2年度：50,436,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・令和3年度：69,784,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・令和4年度：70,284,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・令和5年度：69,972,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

⑥利用料金の取扱い（協定書第35・36条）

本施設に係る利用料金を指定管理者の収入として、收受することができる。

利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料の範囲内において定めるものとする。

⑦教育委員会の負担する経費（協定書第19・41条）

- ア 1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費
- イ 火災保険料
- ウ 施設賠償責任保険料

⑧指定管理者の負担する経費（協定書第19・41条）

- ア 1件につき50万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の管理施設及び管理物品の修繕に要する経費
- イ 損害賠償責任保険料

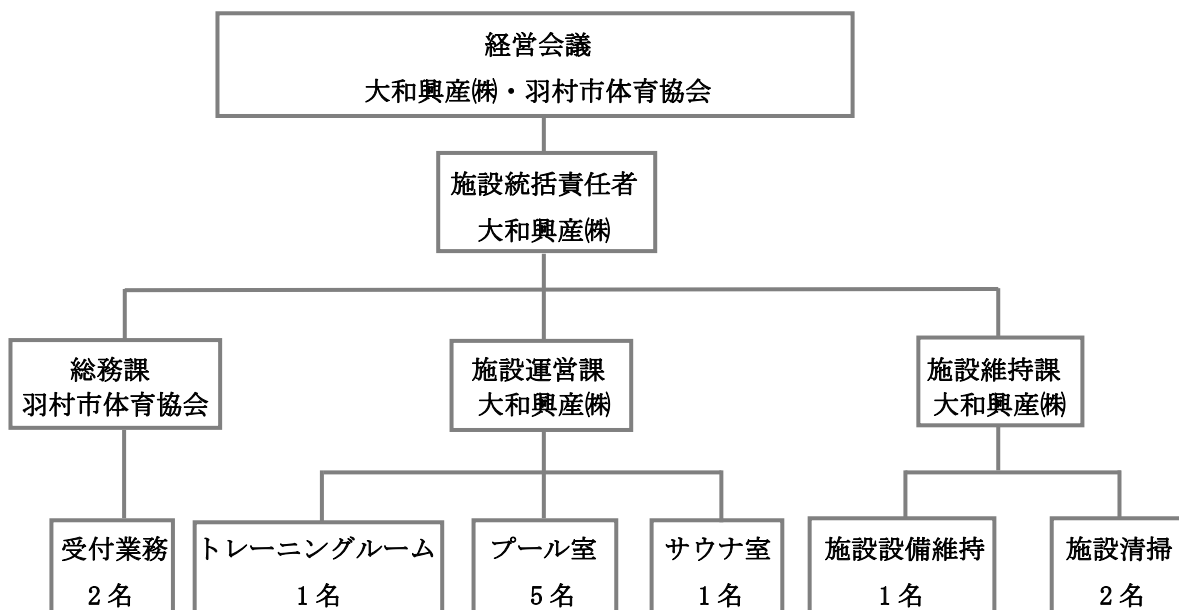
⑨管理備品の無償貸与（協定書第26条）

教育委員会は、管理備品を、無償で指定管理者に貸与する。

3 事業概要

(1) 組織

スイミングセンターの管理運営は前述のとおり「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」が行っており、組織体制は以下のとおりである。



※上記業務の従事者数は管理運営のために必要な人数であり、全従業員数とは異なる。

(2) 事業の内容

スイミングセンターは、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活に寄与することを目的として設置している。

指定管理者の主な業務については、施設及び設備の維持管理に関する業務、使用の承認・不承認及び使用の条件の変更等に関する業務、利用料金の収納・減免及び返還に関する業務、健康の増進及び体力づくりの推進のための事業に関する業務である。

指定管理者は、事業の基本方針として①市民の健康づくりに貢献、②いつでもだれでも気軽に利用できる施設、③お客様の意見・要望を管理運営に反映、④連携により地域のスポーツ振興に貢献し、お客様サービスを向上、⑤安全で安心できるスポーツ環境を提供、の5項目に加え、令和2年度は「施設改修工事への柔軟な対応」、令和3年度は「安全かつ柔軟な新型コロナウイルス感染症防止対策」を掲げ、これまで培ってきたノウハウを活かした運営により、スイミングセンターの目的の実現を目指して取り組んでいる。

具体的には、安全管理面では日常の施設保守点検を始め、事故及び災害に備えたマニュアルの整備や訓練を実施するとともに、施設内外及び周辺の防犯体制においては関係機関や周辺施設・自治会などと連携した取り組みを強化している。

また、アンケートやご意見箱、ホームページにおいて、利用者の意見・要望を収集し、迅速に管理運営に反映するよう努めている。

なお、指定管理者の自主事業については、重点課題を「高齢者の介護予防」、「子どもの体力強化」、「地域貢献事業」として掲げ、令和2・3年度においては第1表から第4表までの事業を実施している。

【第1表】令和2年度自主事業実績（プール）

プール室の天井等改修工事に伴うプール使用の中止や新型コロナウイルス感染拡大防止措置による休館に伴い、幼児対象水泳教室、小学生対象水泳教室、大人対象水泳教室は実施していないため、令和2年度のプール自主事業の実績はなし。

【第2表】令和2年度自主事業実績（フィットネスプログラム）子ども対象事業は中止した。

事業名	内容・1人あたりの参加費等	参加者	参加費計
香りでリフレッシュヨガ	1時間 参加費 800円	144人	98,400円
ZUMBA	1時間 参加費 800円	450人	320,000円
リラックスナイトヨガ	1時間 参加費 800円	69人	49,600円
ゆったり健康ヨガ	1時間 参加費 800円	94人	70,400円
マーシャルアーツ	1時間 参加費 500円	153人	73,500円
Hulapaina（フラパイナ）	1時間 参加費 800円	123人	88,800円
いきいき健康サークル	1時間 参加費 500円	36人	16,000円
グループ自重トレーニング	1時間 参加費 800円	4人	3,200円
リニューアルイベントZUMBA	フィットネスプログラム自主事業の再開時に既存のお客様に戻ってきて頂くためのリニューアルPRとして教室を開講	36人	—
計		1,109人	719,900円

参加者数＝有料利用者＋無料利用者

【第3表】令和3年度自主事業実績（プール）

事業名	内容・1人あたりの参加費等	申込者	参加費計
お試し幼児水泳教室	50分×8回 参加費 6,400円	175人	1,120,000円
お試し小学生水泳教室	50分×8回 参加費 6,000円	277人	1,662,000円
スイマーズ水泳教室	50分×8回 参加費 6,800円	18人	122,400円
計		470人	2,904,400円

【第4表】令和3年度自主事業実績（フィットネスプログラム）子ども対象事業は中止した。

事業名	内容・1人あたりの参加費等	参加者	参加費計
香りでリフレッシュヨガ	1時間 参加費 800円	457人	337,600円
ZUMBA	1時間 参加費 800円	1,512人	1,090,400円
リラックスナイトヨガ	1時間 参加費 800円	233人	168,800円
ゆったり健康ヨガ	1時間 参加費 800円	229人	168,800円
マーシャルアーツ	1時間 参加費 500円	377人	183,500円
Hula paina（フラパイナ）	1時間 参加費 800円	331人	241,600円
いきいき健康サークル	1時間 参加費 500円	132人	63,000円
からだ整うポカポカエクササイズ	1時間 参加費 800円	13人	10,400円
リラックスモーニングヨガ	1時間 参加費 800円	9人	7,200円
計		3,293人	2,271,300円

参加者数＝有料利用者＋無料利用者

(3) 施設利用者数の状況

スイミングセンターの令和2・3年度の施設利用者数の状況は、第5・6・7表のとおりであり、参考までに平成29年度から令和元年度までの3年分も合わせて掲載した。

なお、個人・貸切利用者数の合計は、令和2年度は3,258人で、前年度と比較して137,361人(△97.7%)減少、また、令和3年度は63,708人で、前年度と比較して60,450人(1855.4%)増加している。

【第5表】個人利用者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プール	73,877	71,944	63,456	0	44,308
トレーニングルーム	30,359	29,447	25,748	2,436	8,596
サウナ	8,331	8,450	8,276	0	1,427
合計	112,567	109,841	97,480	2,436	54,331
開館日数	312	316	318	150	313
1日平均	361	348	307	16	174

【第6表】貸切利用者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プール	39,552	41,018	36,294	0	6,817
会議室	7,898	7,599	6,845	822	2,560
合計	47,450	48,617	43,139	822	9,377
開館日数	312	316	318	150	313
1日平均	152	154	136	5	30

【第7表】個人・貸切利用者数

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	160,017	158,458	140,619	3,258	63,708
開館日数	312	316	318	150	313
1日平均	513	501	442	22	204

(4) 収支の状況

令和2・3年度の収支決算状況は、第8表のとおりである。

令和2年度の収入決算総額は52,490,082円で、このうち市からの指定管理委託料は50,436,000円で収入総額の96.1%、自主事業収入は868,162円で収入総額の1.6%、利用料金等収入は1,184,350円で収入総額の2.3%、印刷用紙代金は1,570円で収入総額の0.0%の順となっている。

また、支出決算総額は46,603,239円で、その内訳については人件費20,062,411円、光熱水費13,026,350円、維持管理費5,844,764円、運営事務費4,652,927円、修繕費2,429,985円、その他586,802円、で、支出総額に占める割合はそれぞれ43.0%、28.0%、12.5%、10.0%、5.2%、1.3%、となっている。

令和2年度の収支決算の大幅な減少については、プール室の天井等改修工事に伴うプール使用中止に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止措置のための休館による影響が要因となっている。

令和3年度については、収入決算総額は84,630,437円である。このうち市からの指定管理委託料は69,784,000円で収入総額の82.5%、自主事業収入は3,549,957円で収入総額の4.2%、利用料金等収入は11,295,570円で収入総額の13.3%、印刷用紙代金は910円で収入総額の0.0%の順となっている。

また、支出決算総額については94,421,863円で、人件費47,089,884円、光熱水費32,780,715円、維持管理費8,274,407円、運営事務費3,738,376円、修繕費1,510,804円、その他1,027,677円で、支出総額に占める割合はそれぞれ49.9%、34.7%、8.8%、3.9%、1.6%、1.1%、となっている。

なお、収支決算額については、令和2年度は5,886,843円の黒字決算となったが、令和3年度は△9,791,426円の赤字決算となった。

【第8表】収支決算状況

(単位：円、%)

項 目	令和2年度		令和3年度		
	金額	構成率	金額	構成率	
収入の部	指定管理委託料	50,436,000	96.1	69,784,000	82.5
	利用料金等収入	1,184,350	2.3	11,295,570	13.3
	自主事業収入	868,162	1.6	3,549,957	4.2
	印刷用紙代金	1,570	0.0	910	0.0
	合 計 (A)	52,490,082	100.0	84,630,437	100.0
支出の部	人件費	20,062,411	43.0	47,089,884	49.9
	維持管理費	5,844,764	12.5	8,274,407	8.8
	修繕費	2,429,985	5.2	1,510,804	1.6
	光熱水費	13,026,350	28.0	32,780,715	34.7
	運営事務費	4,652,927	10.0	3,738,376	3.9
	その他	586,802	1.3	1,027,677	1.1
合 計 (B)	46,603,239	100.0	94,421,863	100.0	
収支差引 (A) - (B)	5,886,843		△ 9,791,426		

4 総括

スイミングセンターの指定管理者である「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」及び所管課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、協定書の締結に係る事務並びに公の施設の管理・運営、会計経理等に関する事務、その他関連する事務事業は、関係法令に基づき、適正に執行されていると認められる。

また、指定管理者双方は毎月定期的に行う経営者会議により課題を共有し相互に連携を図り、その後所管課との連絡調整会議を実施しており、所管課は事業等の報告を受けるとともに疑義事項等について協議するなど、業務の履行確認及び事業者への指導監督は適切に行われている。

スイミングセンターに指定管理者制度を導入した主たる目的は、民間活力による質の高いサービスの提供と、競争原理による経費削減である。その意味で、指定管理者に「大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会」を指定して管理運営させていることについて、指定管理者制度を導入した目的が堅実に遂行されていると認められる。

なお、監査における個別の意見等は、以下のとおりである。

○指定管理者制度の導入効果について

スイミングセンターに指定管理者制度を導入してから5期目となるが、継続的に安定した管理運営がなされている。監査対象となった令和2・3年度については、プール室の天井等改修工事によるプールの使用中止や新型コロナウイルス感染症対応による休館などの影響からこれまで体験したことのない事態に直面した中で、工夫を重ねながら事業を進めてきたことが窺える。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症への感染防止のための基本的な対策を励行しながら事業を運営していただきたい。

年々高まる全国的な健康志向にあって、指定管理者は協定書第2条の「指定管理者の指定の意義」を踏まえ、自主事業の重点課題を「高齢者の介護予防」、「子どもの体力強化」、「地域貢献事業」として掲げ、民間事業者との競合を避けながら、特にトレーニングルームでの効果的なプログラムを考案して実施し、新規利用者の拡大やリピーターの定着を図る取り組みを従来にも増して進めるよう期待する。

指定管理者制度の導入効果を数字の上からは確認することが難しい面もあるが、指定管理者としての利用者ニーズを捉えた創意工夫による事業展開を評価するものである。

○経営面について

収支について、収入面においては、市からの指定管理委託料が支払われ、大きな収入源となっているものの、利用料金も自主事業の収入も大幅に減少し、令和2・3年度は事業そのものが満足に執行できなく、大変厳しい2年間であったことは事業報告書が如実に表している。

支出の面において、令和2年度は施設の休館のため光熱水費が減となる等、支出額全体が減少した影響により、約589万円の黒字決算であったが、令和3年度は燃料費の高騰等の影響により979万円の赤字決算であった。

今後も、持続可能で安定的な経営を維持していくためには、若い世代の利用促進を視野に利用者の拡大による利用料金及び自主事業収入の増加の取組みや、利用者の安全を図る観点から関係部署との調整を図り建物の老朽化への対応も進めていくべきである。現状に甘んじることなく、経営努力を積み重ねていかれることに期待したい。

○財務上のリスク防止対策等について

利用料金の収納業務では、日々現金を取り扱うことから、日常業務を慢心することなく、マニュアルに従い適正な管理を常々心掛けていただきたい。基本を忘れることなく、より良い方法を追求し、大和興産株式会社・特定非営利活動法人羽村市体育協会が相互に連携を図りながら、厳しい目を持ち内部的な統制を維持するよう望むものである。